

市第38号議案 横浜市常勤特別職職員及び一般職職員の

給料及び手当の臨時特例に関する条例の制定

<議案の概要>

常勤特別職職員及び一般職職員の給料及び手当の減額措置を行うため、横浜市常勤特別職職員及び一般職職員の給料及び手当の臨時特例に関する条例を制定します。

国家公務員においては、平成 24 年 4 月から給与減額支給措置が行われています。

地方公務員については、本年 1 月に総務大臣から、速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよう要請されています*。また、地方公務員の給与減額措置を反映した地方交付税の減額等を内容とする地方交付税法が改正されるとともに、これを前提とした平成 25 年度予算が国会において成立しました。

こうした状況を踏まえ、市民サービスに影響を及ぼさないため、職員の給与減額措置を実施します。

※ 閣議決定に基づいた総務大臣通知により、「東日本大震災を契機とした防災・減災のより一層の推進、地域経済のさらなる活性化などの喫緊の課題に、迅速かつ的確に対応するため、国に準じて必要な措置を講じるよう」要請が行われました。

1 一般職職員の給与減額措置

(1) 給料及び期末・勤勉手当

	給料	期末・勤勉手当
区局長、部長、課長	▲ 8.79%	▲ 8.79%
課長補佐、係長、専任職	▲ 6.79%	▲ 6.79%
職員Ⅰ～Ⅲ	▲ 3.79%	▲ 3.79%

【減額率の考え方】

	役職	減額率(ベース) (A)	給与改定勧告率 (B)	住居手当減額率 (C)	減額率 (A)-(B)-(C)
国	本省課長以上	▲ 10%	▲ 0.23%(H23) (H24 勧告なし)	—	▲ 9.77%
	課長補佐・係長	▲ 8%			▲ 7.77%
	係員	▲ 5%			▲ 4.77%
本市	課長以上	▲ 10%	▲ 0.76%(H23) ▲ 0.08%(H24)	▲ 0.37%	▲ 8.79%
	課長補佐・係長	▲ 8%			▲ 6.79%
	職員	▲ 5%			▲ 3.79%

※ 国においては、減額率のベースを、本省課長以上は▲10%、課長補佐・係長は▲8%、係員は▲5%としていますが、これらの減額率のベースから、人事院勧告による俸給月額の前年改定率▲0.23%を減じています。なお、期末・勤勉手当については、一律▲9.77%としています。

本市においては、国の減額率のベースから、人事委員会勧告による平均給与改定率（平成 23 年度▲0.76%、平成 24 年度▲0.08%）と、本年 4 月から実施している住居手当見直しによる減額率（▲0.37%）を減じています。また、期末・勤勉手当については、給料月額と同じ減額率とします。

(2) 管理職手当

▲ 10%

(3) その他の手当

地域手当等の給料月額に連動する手当（期末・勤勉手当及び退職手当は除く）は、減額後の給料月額により算出することとします。

【参考1】職員一人当たりの平均給与減額（試算）

	給与月額※1	12月期 期末・勤勉手当	減額計※2
区局長	▲72,400円	▲169,000円	▲820,600円
部長	▲61,600円	▲153,300円	▲707,700円
課長	▲51,000円	▲137,100円	▲596,100円
課長補佐	▲31,300円	▲92,800円	▲374,500円
係長・専任職	▲28,800円	▲82,300円	▲341,500円
職員Ⅲ	▲16,500円	▲36,600円	▲185,100円
職員Ⅱ	▲12,300円	▲26,000円	▲136,700円
職員Ⅰ	▲8,500円	▲17,800円	▲94,300円

※1 給料、地域手当及び管理職手当

※2 給与月額9か月分及び期末・勤勉手当の減額の合計

【参考2】減額総額（試算）

▲約55.8億円（企業局を除く）

【参考3】給与減額による地方交付税算定上の基準財政需要額への影響について

国が示した試算方法によりますと、交付税算定上の基準財政需要額ベースで、▲70億円程度の影響が想定されます。これに、過去の行革努力も反映した「地域の元気づくり推進費」で、15億円程度の影響が見込まれますので、あわせて▲55億円程度の影響があると見込まれます。

※ なお、この額はあくまでも基準財政需要額算定上の影響額であり、今後決定される実際の地方交付税の交付額については、その他の項目の影響もあるため、必ずしも、この額と一致するものではありません。

2 常勤特別職職員の給与減額措置

	給料	期末手当
市長・副市長	▲13%	▲13%
常勤の監査委員	▲10%	▲10%

※ 地域手当については、減額後の給料月額により算出することとします。

【参考1】常勤特別職職員の給与減額（試算）

	給与月額※1	12月期 期末手当	減額計※2
市長	▲207,917円	▲517,712円	▲2,388,965円
副市長	▲167,149円	▲416,200円	▲1,920,541円
常勤の監査委員	▲90,832円	▲226,171円	▲1,043,659円

※1 給料及び地域手当

※2 給与月額9か月分及び期末手当の減額の合計

【参考2】減額総額（試算）

▲約920万円

3 実施期間

平成25年7月1日から平成26年3月31日まで

4 施行期日

平成25年7月1日